

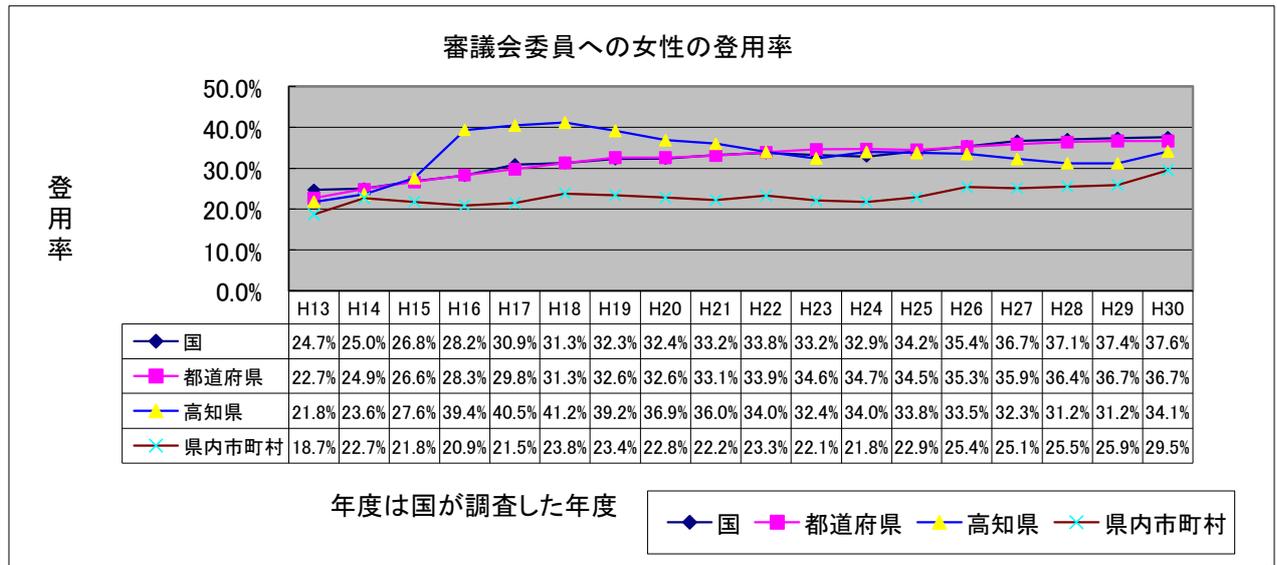
# ①県の審議会等における女性委員の部局別登用状況

(平成30年5月1日現在)

1. 活動中の審議会数	276機関	審議会等の数			審議会等の委員数			
		部局内	実機関数 (A)	女性委員を含む機関数 (B)	B/A	委員数 (C)	女性委員数 (D)	登用率 D/C
2. 女性委員を含む審議会数	211機関	総務部	13	11	84.6%	82	28	34.1%
3. 参画率 40%以上の審議会数	64機関	危機管理部	3	2	66.7%	114	11	9.6%
4. 参画率 30%以上40%未満の審議会数	36機関	健康政策部	54	42	77.8%	674	187	27.7%
5. 参画率 20%以上30%未満の審議会数	48機関	地域福祉部	15	15	100.0%	250	82	32.8%
6. 参画率 20%未満の審議会数	128機関	文化生活スポーツ部	11	9	81.8%	132	41	31.1%
7. 総委員数	2,122人	産業振興推進部	1	1	100.0%	8	2	25.0%
8. うち女性委員数	626人	商工労働部	7	5	71.4%	60	12	20.0%
9. 登用率	29.5% (H29: 26.8%)	観光振興部	3	3	100.0%	36	10	27.8%
		農業振興部	6	5	83.3%	68	18	26.5%
		林業振興・環境部	17	15	88.2%	162	44	27.2%
		水産振興部	4	3	75.0%	29	8	27.6%
		土木部	19	17	89.5%	188	61	32.4%
		会計管理局	1	1	100.0%	3	1	33.3%
		教育委員会	19	15	78.9%	209	77	36.8%
		公営企業局	2	2	100.0%	10	2	20.0%
		県警本部	101	65	64.4%	97	42	43.3%
		合計	276	211	76.4%	2,122	626	29.5%
		(H29)	189	151	79.9%	2,051	549	26.8%

# ②「こうち男女共同参画プラン」に定める目標値の進捗状況

「こうち男女共同参画プラン」において、県の審議会等の委員の男女構成について「平成32年度までに均衡」と目標値を設定



【補足】

- ①は、県で活動中のすべての審議会(276機関)についての登用状況。
- ②は①から高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則第2条に規定する適用除外となる審議会(62機関)を除いた審議会の登用状況。

【参考】

(高知県男女共同参画社会づくり条例)

第11条 県は、県の審議会その他の附属機関等の委員の男女構成については、規則で定める場合を除き、均衡するよう努めるものとします。

(高知県男女共同参画社会づくり条例施行規則)

第2条 条例第11条第1項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とします

- ①委員の要件である職が、法令により指定されている場合
- ②委員としての任務が、一定の国家資格や専門的知識が必要とされ、その有資格者や専門的知識を有する女性若しくは男性が少ない場合
- ③行政と議会との連絡協議の会であって、指定する職に女性若しくは男性が少ない、又は著しく少ない場合
- ④その他知事が特に必要と認める場合